

子発 0903 第 4 号
令和 2 年 9 月 3 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

同伴児童通学支援事業の実施について

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託施設や婦人保護施設から安心・安全に通学できるよう体制強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童通学支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

同伴児童通学支援事業実施要綱

1 目的

DV被害者等が同伴する子ども（以下「同伴児童」という。）が、一時保護委託施設や婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学できるよう、同伴児童への同行支援を行い、同伴児童に対する支援の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

都道府県等は、婦人相談所が行う一時保護の委託施設又は婦人保護施設から、同伴児童が小・中学校等に通学する際に、DV加害者等による追跡からの保護や一人で通学する場合等の安全を確保する観点から、生活支援員による通学への同行支援を行うとともに、同行旅費を支給する。

4 実施上の留意点

- (1) 同伴児童が通学する際の同行支援については、学校、自治体、警察等関係機関と連携し、同伴児童の安全に配慮した対応に努めること。
- (2) 婦人相談所は、一時保護委託施設及び婦人保護施設と十分に連携を図り、定期的に通学支援の状況について把握し、必要に応じて関係機関との調整や助言等を行うこと。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、関係者間で情報共有を行うことについて、同伴児童の保護者から同意を得ておくこと。

5 経費

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。